

## 令和 3 年度事業計画（案）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の事業を実施する。

### （1）山形県地域公共交通計画の変更のための協議の実施

- 地域間幹線系統確保維持計画や利便増進計画の策定を含む山形県地域公共交通計画の変更を行う。
- 上記変更にあたっての複数市町村に跨る広域路線の休廃止等の対応等についての協議を行う。また、地域間幹線系統の見直しや利用者確保のための具体的な対策等の検討を行う。
- 令和 4 年度に行う地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付申請に向けた調整を行う。

### （2）山形県地域公共交通情報基盤データの運用・再構築

- 県の HP に掲載されている「山形県地域公共交通情報基盤（プラットフォーム）」について、G T F S - J P の作成・更新を行う。
- 県の事業を活用し、プラットフォーム及び「プラットフォーム構築・運用ガイドライン案」の再構築を行う。

### （3）その他協議会の目的の達成に必要な事項